

花の都しずおかを支える「花き経営持続化支援事業」補助金募集要領

1 目的

花きの業務需要の減少や高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加など本県花き産業が困難な状況に直面している中で、需要の喚起につながる新規花き品目の導入に関する経費の助成等の支援を実施することにより、花き経営の安定化による花き生産の持続化を図ることを目的とします。

2 補助の対象

県内の花き生産者が需要の高い新規花き品目を導入することで花き経営の安定・持続化を図るための事業

3 事業実施主体

花の都しずおかを支える「花き経営持続化支援事業」補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)別表1に定められた農業者および生産部会等

4 補助率

2分の1以内。下限を20万円、上限を150万円とする。

5 事業実施期間

交付決定日から令和5年3月10日まで

(3月10日は実績報告書の提出期限であり、実際の活動は2月下旬までが目安となります。)

6 応募の流れ

- ① 本事業への応募を検討している方は、最寄りの農林事務所まで御相談願います。
- ② 農林事務所担当者から、「交付要綱」や花の都しずおかを支える「花き経営持続化支援事業」実施要領(以下「実施要領」という。)、事業の応募に必要な書類を送付するとともに、応募書類の提出先や提出までの流れ等について説明させていただきます。
- ③ 事業計画の策定に当たっては、応募書類提出先の農林事務所担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスを行います。
- ④ 応募書類の提出に当たっては、③の過程を経る必要があります。

7 提出書類と部数 (A4用紙片面印刷したものを提出してください)

- ① 事業計画書(「実施要領」様式第1号) 1部

8 応募書類の提出先

農林事務所	提出先	
	住所	電話番号
賀茂農林事務所 地域振興課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2079
東部農林事務所 企画経営課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	055-920-2160
富士農林事務所 生産振興課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2194
中部農林事務所 生産振興課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9023
志太榛原農林事務所 生産振興課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9223
中遠農林事務所 生産振興課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	0538-37-2279
西部農林事務所 生産振興課	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	053-458-7217

9 募集期間等

(1) 募集期間

開始 令和4年5月20日（金）

終了 令和4年6月17日（金）17時00分必着

(2) 申請に当たっての注意点

- ① 書類の原本は郵送、持参または電子メールにより提出してください。
- ② 提出した書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

10 交付対象事業の選定

提出された事業計画書については、「実施要領」第4の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査会において交付対象事業の選定を行います。

なお、審査会では事業実施計画の成果目標（生産拡大、市場評価等）や審査員による計画評価（需要のある品目選定、目標の実現性等）をポイントにして点数化し選定します。

また、申請内容により採択されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。

11 スケジュール

5月20日～6月17日	募集期間
6月下旬	審査会
6月下旬～	内示、交付決定

12 注意事項

本事業への応募にあたっては、「交付要綱」及び「実施要領」並びに本募集要領を熟読願います。

13 問合せ先

静岡県経済産業部農業局農芸振興課花き振興班

電話：054-221-2679

Eメール：nogeï@pref.shizuoka.lg.jp